

令和元年度 川本町因原地区定住促進住宅入居者募集要項

川本町では、定住の促進と地域の活性化のため定住促進住宅（以下「住宅」という。）の入居者を次のとおり募集します。

1. 住宅の所在地

島根県邑智郡川本町大字因原地内

2. 募集戸数

2戸（2世帯）

3. 入居開始 令和2年3月予定（詳細は入居決定者に連絡）

4. 住宅の間取り、構造及び規模

木造2階建て（間取り：4LDK、延床面積：99.27㎡）

※オール電化住宅

5. 応募資格

【必須要件】

- ①川本町に定住するための住宅を必要とし、入居後速やかに住所を住宅の場所に移す者
- ②入居時において、夫又は妻が40歳以下の夫婦である者、若しくは中学生以下の子どもを1人以上扶養している世帯
- ③住宅に長期的に居住することが見込める者
- ④家賃及び敷金を支払う能力を有する者
- ⑤地方税等を滞納していない者
- ⑥連帯保証人を1名用意できる者
- ⑦申込者又はその同居人、もしくは同居人の親族が暴力団員でない者

■要件を満たす応募が多数の場合は、次の世帯を優先のうえ審査を行う。

- ①入居時点（令和2年4月1日時点）で小学生以下の子どもがいる世帯
- ②夫婦ともに35歳以下の世帯
- ③川本町外から川本町に住所を移す世帯
- ④世帯主等の就業先が決まっている世帯
- ⑤入居15年後の買取りを予定されている世帯

6. 家賃等

○家賃 40,000円/月

○敷金 80,000円（入居時）

※家賃の納付は、口座振替等により毎月所定の日に納付すること。

※家賃を滞納した場合は、保証人への連絡、保証人への支払い請求、住宅明け渡し請求、差し押さえ等の処分を科す場合がある。

7. 家賃の減額について

入居者からの申告に基づき、扶養し同居する18歳未満の子ども（毎年4月1日現在）の人数に応じて毎年の家賃が減額されます。減額は入居後最大15年間です。

・減額 子ども1人につき5,000円/月（上限4人分 20,000円/月）

・1人あたりの減額期間 1人の子どもにつき最大10年間

8. 住宅の売却について

入居後15年が経過した場合、居住している住宅の売却が可能となります。なお売却額は、売却時の地価などを考慮し決定いたします。

※参考：令和元年時点での因原地区地価・・・8,200円/㎡ 住宅土地面積・・・約275㎡

※所有権等も入居者に移転。

9. 費用負担等

以下のものは入居者の負担となります。

①電気、水道、浄化槽維持管理等の使用料

②冷暖房器具等の設置にかかる費用

③汚物及びゴミ処理に関する費用

④引っ越し作業に伴う電気料金 など

10. 退去時の条件

①退去時には、建物及び敷地内の清掃等を行い、入居時の状態に復元すること。

11. その他居住に関する事項

①テレビは、川本町ケーブルテレビ（まげなネット）の設置が可能。毎月の使用料は入居者の負担となります。

②住宅の又貸し、目的外使用はできません

③入居後は自治会等へ加入すると共に、地域活動などへの参加をお願いします。

④小中学生はスクールバスや自転車等での通学となります。

- ⑤最寄りの保育所は因原保育所（300メートル程度）となります。
- ⑥光ファイバーを使用したインターネット等の利用が可能です。接続にかかる費用及び毎月の使用料は入居者の負担になります。
- ⑦ペットの飼育については、15年後に住宅を購入することを書面により確約した場合は可能です。（入居後に確約をすることも可能です）

1 2. 入居応募期間及び場所

- (1) 応募期間 令和元年 9月14日 ~ 令和元年11月29日
- (2) 応募場所 川本町役場まちづくり推進課 定住促進係
〒696-8501 島根県邑智郡川本町大字川本 271-3
- (3) 応募方法 所定の用紙に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付し応募下さい。
※郵送可（当日必着）

1 3. 入居者の選考方法

入居選考基準に基づき審査会で決定します。

1 4. 選考結果通知

令和元年12月上旬予定

1 5. お問い合わせ

川本町役場 まちづくり推進課 定住促進係

TEL：0855-72-0634

FAX：0855-72-0635